

令和8年度 町立小・中学校で「ラーケーションの日制 度」取得が始まります。

東伊豆町教育委員会事務局

【概要】

「ラーケーションの日」とは、子どもの学び（ラーニング）と、保護者の休暇（バケーション）を組み合わせ、子どもとともに、平日だからこそできる校外（家庭や地域）での、体験活動や探究活動等の「学び」を考え、企画し、実行できる日のことです。

子どもが保護者等とともに、平日に校外（家庭や地域）で、「自主学習する日」であるため、「出席停止・忌引き等」と同じ扱いになり、登校せずとも欠席とはなりません。ただし、受けられなかった授業の内容は、家庭で自習となります。補習や給食の停止は行いません。保護者の休暇に合わせて年間で3日まで取得することができます。

家族で一緒に学ぶ時間を持つことが最大の目的です。遠くへ行って学ぶことも可能ですが、身近な場所で学ぶこともできます。学びの例を参考にして、有効に活用するようにしてください。

※「遊び」と「学び」の境界線があいまいになりがちですが、あくまでも「学び」であることを忘れないでください。

【対象者】

東伊豆町立小学校及び中学校に在籍する全児童生徒

【導入実施日】

令和8年4月1日より

【取得可能日】

1日単位で、年度内に最大3日取得可能（連続日でも可能）

【活動内容】

- ・ 地域探究及び自然体験
- ・ 博物館及び美術館等の見学
- ・ 地域行事参加及びボランティア活動
- ・ 自由研究及びレポート作成
- ・ その他、有意義な活動につながる活動

【ラーケーションの日制度 取得の流れ】

1 立案(計画を立て、ラーケーションカードを作成する)

【計画する内容】

- ①学習・活動する日 ②学習・活動する場所 ③学習・活動する内容

《留意事項》

- 取得できる日は年間3日（連続取得も可能）
- 保護者等と一緒に活動することが大前提です。
- 子ども達だけの活動や他の家庭の子どもだけと一緒に活動するようなことは禁止です。
- 各学校によって儀式や行事等、取得できない日があります。

- 「出席停止・忌引き等」と同じ扱いになりますので、受けられない授業の内容は、家庭で学習することとなります。
- 給食の停止は行いません。

2 手続きについて

① 事前申し出

(期間) 学習・活動する日の7日前まで

(方法) 連絡帳あるいは電話で学校に連絡する

⇒ ラーケーションカードを受け取る。

② 事前届け出

(期間) 学習・活動する日の3日前まで

(方法) ラーケーションカードを作成して提出する。